

令和3年度  
教育委員会の事務に関する点検評価  
報告書

令和2年度事業対象



令和4年2月  
新座市教育委員会

< はじめに >

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理・執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することとされています。

新座市教育委員会では、同法の規定に基づき、効果的な教育行政を推進し市民への説明責任を果たすため、平成27年11月に策定した「新座市教育大綱」の年次計画として策定した「令和2年度新座市教育行政推進施策」の取組状況について点検評価を実施し、報告書を作成しました。

教育は、結果がでるまで時間がかかり、また、その結果も目に見える形ではなく把握しにくい特性もありますが、実証的に成果を検証する観点から、評価すべき点は十分に評価し、より推進していくとともに、今年度の点検評価から見えてきた課題や改善すべき点については、学識者の提言等を参考に、“豊かでたくましい人間性をはぐくむ教育を目指して” 施策の見直し・改善に努めてまいります。

令和4年2月 新座市教育委員会

## 目 次

1	実施方法	1
	(1) 点検評価の対象について	
	(2) 点検評価結果の取扱いについて	
	(3) 点検評価の流れについて	
2	対象事業一覧	3
3	対象事務の点検評価	4
4	新型コロナウイルス感染症に関連する新座市 教育委員会の対応について【参考資料】	20
5	学識者の講評	25

# 1 実施方法

## (1) 点検評価の対象について

点検評価の対象とする事業は、「令和2年度教育行政推進施策」のうち、教育委員会が所管する施策とする。令和2年度までは、教育委員会が所管する全事業を対象として実施していたが、令和3年度からは、以後3年間かけて全ての事業の点検が完了するよう変更した。令和3年度の対象項目は、15施策、113事業である。

## (2) 点検評価結果の取扱いについて

教育委員会が行う事務事業の点検評価に関する結果を報告書として取りまとめ、市議会に提出し公表するとともに、翌年度における施策、事業の改善に役立てるものとする。

## (3) 点検評価の流れについて

### ア 一次評価（所管課による評価）

点検評価の対象とする15施策、113事業について、令和2年度の実施状況から「成果と課題」を抽出するとともに、以下の基準に基づき、評価を行う。

#### ① 全体評価

5 十分できた、4 できた、3 おおむねできた、2 十分に組み組めなかった、1 組み組めなかった ※ 新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、計画どおりに組み組めなかった

#### ② 今後の方向性

A 推進、B 維持、C 改善、D 縮小、E 廃止

### イ 二次評価（教育委員による評価）

所管課による一次評価を踏まえ、5つの基本目標ごとに評価を行う。

### ウ 学識者による講評

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定による学識経験者の知見を活用するため、5名の学識者から教育委員会の施策全体に対する講評を頂いた。委員の選定に当たっては、市内3大学の様々な分野で教育施策や人材育成に関わるなど、教育について高い見識を有している方、並びに以前から本市の社会教育施策について指導・助言を頂くなど教育委員会の活動に深い関わりを持つ方として【別表】のとおり決定した。

なお、今年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、会議は開催せず、書面により講評を提出していただいた。

【別表】教育委員会の事務に関する点検評価検討会議委員（学識者）

氏名	備考
矢野 峰生	跡見学園女子大学 観光コミュニティ学部 コミュニティデザイン学科 教授 【専門分野：金融システム論、農業経済学、地域ブランド論】
狩野 浩二	十文字学園女子大学 教育人文学部 児童教育学科 教授 【専門分野：教育学、教科教育】
西川 亮	立教大学 観光学部 観光学科 准教授 【専門分野：観光地経営論、観光政策・行政論】
田巻 隆平	公益財団法人新座市スポーツ協会 名誉会長
澤田 勝仁	新座市文化協会 会長

令和3年度 点検評価対象事業一覧

基本目標1 家庭や地域が一体となった就学前教育の推進

1	家庭における教育力の向上	
2	関係機関及び関係団体との連携強化	○

基本目標2 生きる力の育成と質の高い学校教育の推進

1	分かる授業の実施による基礎基本の定着及び主体的・対話的で深い学びの推進	○
2	国際性をはぐくむ教育の推進	
3	体験的学習・キャリア教育の積極的な推進	
4	教育活動の的確な評価による学校の透明性の向上	
5	特色ある学校づくりの推進	
6	学校教育における文化芸術の推進	
7	豊かな心を育む道徳・人権・福祉教育の推進	○
8	相談体制の充実・いじめ問題対策	
9	体力向上の推進	○
10	学校給食の充実	
11	安全教育の充実	
12	特別支援教育の充実	
13	教職員の指導力の向上・学校保健の充実	○
14	就学・進学援助の充実	
15	学校・家庭・地域の連携	○

基本目標3 心豊かで健全な青少年の育成の推進

1	青少年の健全育成の推進	○
---	-------------	---

基本目標4 生涯学習・スポーツ・文化芸術活動の充実と地域の歴史・伝統・文化の継承

1	生涯学習推進体制の整備・充実	○
2	人権教育の推進	
3	公民館活動の推進	○
4	図書館事業の推進	○
5	生涯学習センター(にいざほっとぷらざ) 事業の充実	
6	ふるさと新座館の充実	
7	ボランティア活動への支援の充実	
8	市民主体の文化芸術活動の振興	
9	地域の歴史・伝統・文化の積極的な継承	
10	歴史民俗資料館の充実	
11	スポーツ・レクリエーション活動の推進	○
12	情報提供の充実と学習相談体制の充実	○

基本目標5 教育施設の整備・充実の推進

1	小・中学校の施設整備	○
2	学校情報機器等の整備	○
3	文化・スポーツ施設の整備・充実	○

令和3年度教育委員会の事務に関する点検評価（令和2年度事業対象）

基本目標1 家庭や地域が一体となった就学前教育の推進

【施策2 関係機関及び関係団体との連携強化】

■ 施策の内容

義務教育への円滑な移行を図るため、幼稚園・認定こども園・保育園等と連携を図ります。また、大学と連携して教職員向けの研修を実施します。

■ 一次評価（所管課の評価）

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
1	小学生と保育園児の交流	教育支援課	※	A
2	児童発達支援事業所との連携	教育相談センター	5	B
3	幼保小連携推進協議会の開催による幼児教育・児童教育の連携	教育支援課	※	B
4	小学校教諭、幼稚園教諭、保育士対象全体研修会の実施	教育支援課	※	B
5	幼・保・小ブロック別交流会の実施及び総合調整	教育支援課	※	A
6	大学との連携による研修等の実施	教育支援課	5	D

■ 二次評価（教育委員会の評価）

評 価	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、関係団体との連携や研修会の実施など、多くの事業が中止せざるを得ない中で、手紙やビデオレターなどの手段を使用したり、工夫をしながら、できる範囲での交流や連携を行った。</p> <p>ただし、今後対面交流ができない場合の内容の検討は早めに対処しておくべきである。</p> <p>十文字学園女子大学との連携は、令和3年度から「3年経験者研修」が廃止となるが、各小・中学校での研修や教育課題への対応などに多くの情報を得ることができ、成果を上げているので、今後も大学との連携は推進していきたい。</p>
-----	---

## 基本目標2 生きる力の育成と質の高い学校教育の推進

### 【施策1 分かる授業の実施による基礎基本の定着及び主体的・対話的で深い学びの推進】

#### ■ 施策の内容

児童生徒一人一人が基礎的・基本的な学習内容を身に付けるとともに、自ら学び、自ら考え、課題を解決する力を育成するため、質の高い授業を推進します。

#### ■ 一次評価（所管課の評価）

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
7	学力・学習状況調査結果の分析・活用	教育支援課	5	A
8	個に応じた指導の充実(TT、少人数指導、習熟度別指導等)	教育支援課	5	A
9	小学校第1学年副担任制の充実	学務課	5	B
		教育支援課	4	A
10	大学生学習ボランティアの活用	教育支援課	5	A
11	教育副読本の配布	教育支援課	4	B
12	教育におけるICT（情報通信技術）の活用及びプログラミング教育の推進	教育総務課	4	A
		教育支援課	5	A

### 【施策7 豊かな心を育む道徳・人権・福祉教育の推進】

#### ■ 施策の内容

道徳・人権・福祉教育や積極的な生徒指導を推進することにより、生きる力の基礎となる豊かな心を育みます。

また、人権の尊重や思いやり、社会性・倫理観・正義感などの豊かな心を身に付け実践できる児童生徒の育成を目指します。

#### ■ 一次評価（所管課の評価）

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
13	基本的な生活習慣の確立	教育支援課	5	A
14	道徳教育の充実	教育支援課	5	A

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
15	読書活動の推進（必読図書の活用）	教育支援課	4	A
16	児童・生徒及び職員同士の交流などの小・中学校連携の推進	教育支援課	※	A
		教育相談センター	4	B
17	善行を奨励する表彰制度の推進	教育支援課	4	B
18	学校人権教育の校内推進体制の充実、研修会の実施、指導資料の活用	教育支援課	5	A
19	小・中学校における福祉教育の推進	教育支援課	4	B
20	通常の学級と特別支援学級等との交流及び共同学習の充実	教育相談センター	4	B
21	オリンピック・パラリンピック教育の推進	教育支援課	5	A
		生涯学習スポーツ課	※	E
22	SNS等の正しい使い方や危険性についての啓発	教育相談センター	5	B

### 【施策9 体力向上の推進】

#### ■ 施策の内容

児童生徒の体力向上を図るため、専門的指導力を持つ地域住民等の協力の下、各中学校における部活動の充実などを図ります。

#### ■ 一次評価（所管課の評価）

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
23	体力向上推進委員会の充実	教育支援課	5	A
24	効率的・効果的な運動部活動の推進	教育支援課	5	A
25	児童生徒の健康管理及び子どもの生活習慣病予防の推進	学務課	4	B
		教育支援課	5	A
26	部活動ボランティア指導員の拡充	教育支援課	5	A

### 【施策13 教職員の指導力の向上・学校保健の充実】

#### ■ 施策の内容

公正な人事管理を行うとともに、教職員の資質・能力の向上及び健康の保持増進を図ることにより学校の教育力を高めます。

#### ■ 一次評価（所管課の評価）

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
27	学校訪問の充実	教育支援課	5	A
28	学校研究委嘱の充実	教育支援課	※	C
29	教職員研修、経験者研修等の充実	教育支援課	※	C
30	夏季教職員全体研修会の実施	教育支援課	※	A
31	大学との連携による研修等の実施（再掲）	教育支援課	5	D
32	教職員人事評価制度の活用	学務課	4	B
33	教職員の健康管理の実施	学務課	4	B
34	学校保健委員会活動の充実	教育支援課	※	A

### 【施策15 学校・家庭・地域の連携】

#### ■ 施策の内容

地域と共に歩む学校づくりのため、学校施設の開放を継続的に実施するとともに、学校応援団やコミュニティ・スクールなどの制度を活用し、家庭を含む地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進します。

#### ■ 一次評価（所管課の評価）

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
35	コミュニティ・スクールの推進	学務課	4	B
36	学校・家庭・地域連携交流事業の推進	教育支援課	5	A
37	学校応援団の推進	教育支援課	5	A
38	P T A・保護者会連合会への支援・連携	生涯学習スポーツ課	3	B
39	ふれあい地域連絡協議会への支援・連携	生涯学習スポーツ課	※	D

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
40	地域人材活用への支援	生涯学習スポーツ課	3	B
41	部活動ボランティア指導員の拡充（再掲）	教育支援課	5	A
42	学校施設（体育館、校庭等）の開放	教育総務課	※	B
		生涯学習スポーツ課	※	B
43	大学との連携による研修等の実施（再掲）	教育支援課	5	D
44	学習支援等の子どもの貧困への対策	教育支援課	3	E
45	教育懇談会の実施	教育総務課	※	A

### ■ 二次評価（教育委員会の評価）

評 価	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて、国の緊急事態宣言や県の方針を受け、令和2年3月2日から同年5月31日まで市内全小・中学校を臨時休業とする異常事態となった。6月1日から学校が再開となり、小・中学校の入学式が人数制限の中6月1日に行われたことも異例のことであった。</p> <p>このような中で、教育委員会が学校と協力をして対応に取り組み、児童生徒の安全確保を第一に学力の定着を図ることができたことは評価できる。</p> <p>先ず臨時休業中における家庭での過ごし方や学習の取り組み方などの「リーフレット」を作成し、学校から各家庭に配布し周知した。また各学校から配布される学習プリントの他に、学校再開までに367動画を作成・配信し、延べ12万6千回を超えるアクセス数を得たことは児童生徒の家庭学習に有効であったことを示している。更に、児童生徒の授業時数の確保に向けて、本市がいち早く各学期の日程や夏季休業日、冬季休業日の日程を変更したことは効果的な策であった。</p> <p>三密を避けた学校生活は制限が多く児童生徒や教職員の心身に大きな負担が掛かったと思われるが、各学校においては一時間一時間の授業を重視し、分かる授業の実施、主体的で対話的な深い学びが着実に進められた。併せて、学力学習調査結果の分析・活用を経年で推進し児童・生徒一人一人の学力向上に役立てている。これらについても教育長と指導主事が全ての学校を訪問して、実態把握に努めるとともに授業改善に向けて指導助言がなされたことは評価できる。</p> <p>本市においてはGIGAスクール構想に伴い一人一台の端末が</p>
-----	--

	<p>整備され、ICT教育の推進に向けて大きな飛躍となった。これらの効果的な活用を図るため、今後一層教職員への研修や情報提供を進め、指導技術の向上を図る必要がある。併せて、近年、小・中学生の間にもSNSネットトラブルが問題になっており、SNS等の適切な使い方や危険性についても一層の啓発が必要となっている。</p> <p>12月に「新座市小・中学校における携帯電話等に関するガイドライン」を策定し全校に周知したことは前進である。</p> <p>人流制限の中、市教委主催の事業や研修会などの多くは中止せざるを得なかったが、学校・家庭・地域の交流事業や学校応援団の推進が順調に行われたことは、コミュニティースクールを推進する力となった。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の収束が見えない現状であるが、引き続き今後も不測の事態に備えて、学校の在り方、授業の在り方、児童生徒の安全確保等に適切に対応できる対策を策定していく必要がある。</p>
--	--

## 基本目標3 心豊かで健全な青少年の育成の推進

### 【施策1 青少年の健全育成の推進】

#### ■ 施策の内容

未来を担う青少年が、豊かな人間性を育みつつ健やかに成長していけるよう、青少年一人一人の状況に応じた支援策を推進します。また、青少年の日々の生活を支える居場所づくりや、活動の主体となる組織への支援を通じて、青少年の成長を促す環境をつくります。

#### ■ 一次評価（所管課の評価）

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
46	教育シンポジウムの実施	教育相談センター	1	E
47	青少年健全育成団体への支援・連携	生涯学習スポーツ課	3	D
48	青少年教育振興基金助成事業の推進	生涯学習スポーツ課	4	B
49	「新座っ子ぱわーあっぷくらぶ」の推進	生涯学習スポーツ課	※	B
50	子どもの放課後居場所づくり（ココフレンド）事業の拡充	生涯学習スポーツ課	※	B
51	「こころのプロジェクト（夢の教室）」等の実施	生涯学習スポーツ課	※	E
52	ティーンズコーナー図書の実施	中央図書館	5	A

#### ■ 二次評価（教育委員会の評価）

評 価	<p>子供たちの週末の安心安全な居場所づくりの確保を目的に開催された「新座っ子ぱわーあっぷくらぶ」は、文化系、学習系、スポーツ系とバラエティーに富んだ講座の開設により年々参加者も増加し、安定した事業推進がなされていた。令和2年度に関してはコロナ禍で感染リスクを心配され開設を見送った団体があったため、講座が減少し、参加者もあらかじめ定員を例年に比べ遵守したことにより減少した。今後このまま講座や参加者が減少しないよう、アフターコロナを睨み指導者や団体との調整を図り、これからも本事業が継続され、更に内容が充実発展していくことを望む。</p> <p>子どもの放課後居場所づくり事業（ココフレンド）は、勉強、スポーツ、文化活動、地域との交流活動の取組の活動拠点として、待望であった未開設の4校に新たに開設し、放課後の活動拠点として全17校に開設が完了した。コロナ禍ということもあり、感染拡大を恐れ登録を見送ったり、参加を自粛するなどの動きも見られたが</p>
-----	---

	<p>概ね各学校50パーセントの登録を得ることができた。保護者からの評価、関心も高く、新型コロナウイルス感染症の影響を受け休室の時期もあったが、子供の放課後の安心安全な居場所として大いに成果を上げている。</p> <p>読書量が減少しがちな青少年を対象に、第3次新座市子ども読書活動推進計画に基づき図書を購入した。図書館での発達段階に応じたサービスの提供の取組が功を奏し、コロナ禍において利用が伸び読書に親しむ青少年が増えた。今後、読書の更なる習慣化を目指し、お勧めの本を効果的に紹介するなどの啓蒙活動を推し進める必要がある。</p>
--	---

【施策1 生涯学習推進体制の整備・充実】

■ 施策の内容

市民の学習ニーズの多様化、高度化に対応した学習機会を提供するため、大学などと連携し、「にいざプラスカレッジ」の講座の充実に努めます。

また、生涯学習への市民参加を更に推進するために、関係機関との連携・協力を図るとともに、市民や団体間の交流の促進に努めます。

■ 一次評価（所管課の評価）

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
53	「にいざプラスカレッジ」の実施	生涯学習スポーツ課	※	A
54	市内3大学等との連携	生涯学習スポーツ課	※	B
55	「子ども大学にいざ」の実施	生涯学習スポーツ課	5	B
56	「快適みらい都市づくり出前講座」の充実	生涯学習スポーツ課	※	A
57	各種講座等生涯学習情報の提供	生涯学習スポーツ課	5	B
58	社会教育関係団体への支援・連携	生涯学習スポーツ課	3	B

【施策3 公民館活動の推進】

■ 施策の内容

市民の学習ニーズに応えるため、青少年から高齢者までの幅広い年齢層を対象にした各種講座を開催し、生涯学習の推進や社会教育の充実を図ります。

また、グループ・サークル活動及び地域ネットワークづくりへの支援を行うことにより、市民が主体的に学習を行うための環境づくりを行います。

■ 一次評価（所管課の評価）

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
59	特色ある事業・各種講座の推進	中央公民館	※	B
60	社会的課題及び地域課題に配慮した事業の推進	中央公民館	5	B
61	グループ・サークル活動及びネットワークづくりへの支援	中央公民館	3	B

## 【施策4 図書館事業の推進】

### ■ 施策の内容

生涯学習の中核的拠点として、図書館資料の整備や図書館機能を駆使したサービスの充実を図ります。

### ■ 一次評価（所管課の評価）

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
62	図書館講座の充実	中央図書館	※	A
63	図書館資料の充実	中央図書館	5	A
64	学級訪問の充実	中央図書館	※	A
65	図書館ボランティアの育成・支援・組織化の推進	中央図書館	※	A
66	「としょかん一年生事業」の実施	中央図書館	5	A
67	「読書貯金通帳」事業の実施	中央図書館	5	A
68	ブックスタート事業「はじめてブック」及び「あかちゃんタイム」の実施	中央図書館	※	E
69	庁内他部局との連携によるテーマ展示の実施	中央図書館	※	A
70	子育て支援コーナー・ビジネス支援コーナーの充実	中央図書館	5	A
71	レファレンスサービスの充実	中央図書館	5	A
72	高齢者・障がい者サービスの充実	中央図書館	※	A
73	分館の充実	中央図書館	5	B
74	西東京市図書館との連携	中央図書館	5	B
75	福祉の里図書館及び新座市立中央図書館分館における指定管理者との連携による利用者サービスの充実	中央図書館	5	B
76	4市図書館相互利用など近隣市との連携	中央図書館	5	A

## 【施策11 スポーツ・レクリエーション活動の推進】

### ■ 施策の内容

市民のだれもが手軽にスポーツに親しめるよう、各種スポーツ教室や健康体操教室、各種スポーツ大会やレクリエーション大会などを開催します。

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
77	各種スポーツ教室の実施	生涯学習スポーツ課	※	D
78	市民総合体育大会の実施	生涯学習スポーツ課	※	B
79	新座市スポーツ協会との連携	生涯学習スポーツ課	5	B
80	新座市民健康体操・にいざ元気アップ広場の推進	生涯学習スポーツ課	※	B
81	ニュースポーツの普及の推進	生涯学習スポーツ課	※	D
82	市民まつり体育祭の実施	生涯学習スポーツ課	※	C
83	立教大学スポーツ教室の実施	生涯学習スポーツ課	※	D
84	大学施設（図書館、プール等）の市民開放	生涯学習スポーツ課	※	D
85	スポーツ指導者の育成と活用	生涯学習スポーツ課	3	B
86	スポーツ活動団体の育成	生涯学習スポーツ課	2	B
87	ボランティア指導者の活用	生涯学習スポーツ課	※	C
88	市民総合体育館等スポーツ施設の運営の充実	生涯学習スポーツ課	5	B

## 【施策12 情報提供の充実と学習相談体制の充実】

### ■ 施策の内容

市民の自発的・自主的な学習活動を支援するため、公民館・コミュニティセンター等のイベントに関する情報の収集・提供を行います。また、市民の多様化する学習を支援するため、社会教育団体への相談体制や図書館資料の充実を図ります。

■ 一次評価（所管課の評価）

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
89	「にいざの生涯学習」の充実	生涯学習スポーツ課	5	B
90	インターネット情報端末の設置	生涯学習スポーツ課 (生涯学習センター)	※	E
91	ホームページの充実	教育総務課	5	A
		中央公民館	5	B
		中央図書館	5	A
92	社会教育団体への相談体制の充実	中央公民館	3	B
93	図書館資料の充実（再掲）	中央図書館	5	A
94	レファレンスサービスの充実（再掲）	中央図書館	5	A

■ 二次評価（教育委員会の評価）

評 価	<p>令和2年度は新型コロナウイルス感染症の蔓延により、生涯学習・スポーツ・文化芸術活動の全般において事業の中止・縮小が相次いだ。しかしながら、そのような中であってもオンライン方式による開催など、様々な工夫と関係機関・関係者の努力により、各種の事業が推進されたことは、大いに評価される。以下、個別の施策に対する評価を記したい。</p> <p>まず、「1. 生涯学習推進体制の整備・充実」では、市内3大学との様々な連携が既に多くの実績を重ねてきているところであるが、担当課からは今後への更なる期待も寄せられており、大学・新座市・市民のそれぞれにとって有意義な連携がより一層発展していくことを期待したい。</p> <p>「3. 公民館活動の推進」では、その地域性や社会性に留意した活動が課題として指摘されているが、各公民館が単独で主催事業の企画・推進にあたるのではなく、すべての公民館が一体となって事業を検討し、各館が蓄積してきた諸成果を全体で共有していくような“横の連携”がより重要である。</p> <p>「4. 図書館事業の推進」であるが、新座市の図書館活動に関しては、かねてから定評のあるところである。“コロナ禍”にあっても通常業務を維持する傍ら様々な事業が推進されたことは大いに評価される。</p> <p>「11. スポーツ・レクリエーション活動の推進」では、今後の事業見直しの必要性が指摘されているものもあり、速やかな検討が</p>
-----	---

	<p>必要である。</p> <p>最後に、時代の要請に応えたきめ細やかな「12. 情報提供・学習相談体制の充実」については、単年度の取組では不十分な課題であり、今後も長期的・計画的な対応の継続を期待したい。</p> <p>なお、今年度の評価の対象となる施策ではないが、積年の課題とされてきた歴史民俗資料館の移転・リニューアルが始動し着実にその準備が推進されていることは、本市の歴史・伝統・文化の継承にとって大変重要なことであり、今後の進展が期待されることを指摘しておきたい。</p>
--	---

## 基本目標5 教育施設の整備・充実の推進

### 【施策1 小・中学校の施設整備】

#### ■ 施策の内容

児童生徒が安心して明るくのびのびと学ぶことができる学校を目指して、校舎などの学校施設の整備充実を計画的に実施します。

#### ■ 一次評価（所管課の評価）

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
95	新座小学校給食室改修工事	教育総務課	5	B
96	第四小学校プールろ過設備更新工事	教育総務課	5	B
97	市内全小・中学校長寿命化計画策定業務委託	教育総務課	5	A
98	第二中学校校舎長寿命化改修工事基本検討業務委託	教育総務課	5	A
99	新座小学校職員トイレ改修工事	教育総務課	5	B

### 【施策2 学校情報機器等の整備】

#### ■ 施策の内容

情報化の進展に対応した学習環境を整備するため、全小・中学校に各40台の可動式PCを導入するとともに、ICT機器等(コンピュータ、コンピュータ周辺機器、電子黒板等)を活用し、教育水準の維持向上を図ります。

#### ■ 一次評価（所管課の評価）

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
100	教育インターネットの充実	教育総務課	4	A
101	ICT教育環境の充実	教育総務課	4	A
102	学校図書館の充実	教育総務課	5	B
103	校務支援システムと教員用コンピュータの活用	教育総務課	4	A
104	校内LAN環境の向上	教育総務課	4	A

### 【施策3 文化・スポーツ施設の整備・充実】

#### ■ 施策の内容

生涯学習及びスポーツを推進し、市民の学習やスポーツに対する意欲の高まりに対応できるよう安全面、管理面に配慮しながら計画的に文化・スポーツ施設の整備充実に努めます。

#### ■ 一次評価（所管課の評価）

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
105	西東京市図書館との連携（再掲）	中央図書館	5	B
106	福祉の里図書館及び新座市立中央図書館分館における指定管理者との連携による利用者サービスの充実（再掲）	中央図書館	5	B
107	公民館・コミュニティセンターの改修	中央公民館	4	B
108	「睡足軒の森」の整備	生涯学習スポーツ課	4	B
109	スポーツ施設の整備・改修	生涯学習スポーツ課	5	B
110	大和田運動場野球場移転工事	生涯学習スポーツ課	※	C
111	市民総合体育館等スポーツ施設の運営充実（再掲）	生涯学習スポーツ課	4	B
112	公共施設予約システムの充実	生涯学習スポーツ課	4	B
		生涯学習スポーツ課 （生涯学習センター）	※	E
		中央公民館	5	B
113	（仮称）保健センター・歴史民俗資料館複合施設的设计	生涯学習スポーツ課 （歴史民俗資料館）	5	A

#### ■ 二次評価（教育委員会の評価）

評 価	<p>人口急増期に建設された小中学校の校舎やプール・給食調理室等の付帯施設は、小規模な改修工事を実施しつつ、運営に支障のないよう努めてきたが、経年劣化は避けることができず、大規模な改修工事の時期を迎えている。</p> <p>校舎においては、従来の改修に加え長寿命化を視野に入れた改修計画を進めることとし第二中学校の校舎長寿命化改修工事の基本設計に着手し、設計業務委託を実施できたことは評価できる。今後</p>
-----	--

は、計画的に長寿命化改修工事を推進し、快適な教育環境の創出に力を注いでほしい。

プールの老朽化も深刻な問題となっている。特にろ過装置は塩素を含んだプール水を浄化処理するため、腐食等の劣化が見られ、定期点検の実施と計画的な設備の更新が必要である。今年度には、第四小学校のろ過更新工事を実施したが、今後においても定期点検を確実に実施し、安全な運営を進めることが必要である。また、昨今の気象状況から、プールを使用できる期間が限られてきていることから、民間のプール施設への委託の検討を進めていくことが必要である。

新座小学校の給食室改修が、コロナ禍においても実施されたことは評価できる。給食は何よりも安全でなければならない。また、時代の進展とともに、新しい調理機材が必要となってきている。新座小学校の改修においても、スペースの拡張だけでなく、スチームコンベクションの導入が図られたことも評価できる。今後の施設設備の整備・改修に当たっては、未来の教育の視点を視野に入れ、従来の改修(悪くなった箇所を直す)という発想から、未来の教育の在り方を想定した改修を進める必要がある。

学校情報機器の整備については、国が進めるGIGAスクール構想によって飛躍的に進化した。一人一台のタブレット端末を整備するため、13,258台のChromebook導入を図り、高速・大容量の校内LANの整備も計画的に実施できたことは評価できる。国の整備基準にはなかったタブレット用タッチペンの購入も迅速に図られたことも評価できる。今後は、教師用タブレット端末の整備が待たれるところである。

公民館・コミュニティセンターのバリアフリー化改修は、早急に整備を進める必要がある。利用者の高齢化に伴い、特にエレベーターの設置やトイレ等のバリアフリー化は要望も多く、対応が待たれている。

新座市の生涯学習センターとして中心的な機能を果たしてきた「にいざほっとぷらざ」の賃貸契約の期限が迫っているが、更新しない方向で調整が進んでいる。駅隣接の施設であり、図書館機能や展示室機能もあって、活用頻度の高い施設であったが、老朽化のため所有者に返還する方向である。今後、図書館機能や展示機能に支障をきたさないよう代替施設を用意すべきである。新型コロナウイルス感染症拡大によって、施設利用者が激減した中での閉鎖は、偶然とはいえタイムリーであった。

歴史民俗資料館と保健センターの複合施設化が検討され、基本設計から実施設計業務委託が予定どおり完了したことは評価できる。

令和2年度における新型コロナウイルス感染症に関連する新座市教育  
委員会の対応

【小・中学校関係】

日付 (通知日/決定日/実施日等)	内 容
R2.4. 3	<p>春季休業日明けの4月8日(水)から4月12日(日)までの間を臨時休校とする。</p> <p>【参考】 政府からの要請を受け、3月2日(月)から同月26日(木)まで臨時休業とした。3月27日(金)から学年末休業日とし、4月1日(水)から同月7日(火)までは春季休業日とした。</p>
	<p>臨時休校中はココフレンドを休室とする。</p>
	<p>4月8日(水)に開催予定の入学式の参加者を新入学児童・生徒、教職員、保護者2名までとする。</p>
	<p>始業式は、放送により実施、または中止とする。</p>
	<p>臨時休業中は部活動を中止する。</p>
R2.4. 6	<p>県内、市内及び隣接する東京都内の感染状況を鑑み、臨時休校を4月30日(木)まで延長する。</p>
R2.4. 8	<p>政府の緊急事態宣言(期間:4月7日(火)~5月6日(水))を受け、臨時休校を5月6日(水)まで延長する。</p>
	<p>入学式及び始業式を5月7日(木)に延期する。</p>
R2.4.27	<p>リモート学習の動画配信開始</p> <p>【参考】 学校再開までに367動画を作成、延べ12万6千回を超えるアクセス数となった。</p>
R2.4.28	<p>埼玉県の方針により、臨時休校を5月31日(日)まで延長する。</p>
	<p>入学式は実施せず、当面延期とする。</p>
R2.4~6	<p>学校給食の中止に伴い、地元農家を応援するために市職員を対象におおむね週1回地場産野菜を販売する。</p>
R2.5. 4	<p>政府が緊急事態宣言を5月7日(木)から同月31日(日)まで延長する。</p>

日 付 (通知日/決定日/実施日等)	内 容
R2.5.7	<p>小学校で以下の条件に当てはまる児童の受入れをする。  対象：小学2、3年生及び特別支援学級の児童で、保護者が医療従事者であるなど、社会的機能を維持する観点からやむを得ない事情がある場合、又は、他の施設での受け入れができず、自宅で一人での留守番ができない児童  期間：5月7日(木)から29日(金)までの平日  時間：午前8時30分から午後3時まで</p> <p>5月7日(木)から29日(金)までの平日、在校児童・生徒を対象に校庭開放を実施する。時間は、午後2時から午後4時まで。</p>
R2.5.18~20 R2.5.22 R2.5.25~29	<p>臨時休業が長引く中、学校にも行けず不自由な生活を送る子供たちを元気づけるために、「持ち帰り給食で元気を出そうキャンペーン」を実施</p> <p>① 軽食ウィーク(パン、フルーツ、飲料) 5月18日(月)~22日(金)までの各校が指定する日</p> <p>② 手作りウィーク(手作り弁当) 5月25日(月)~29日(金)までの各校が指定する日</p> <p>【参考(実施結果)】 提供食数 ①7,172食、②7,470食</p>
R2.5.11	<p>家での過ごし方、外での過ごし方、学習の取り組み方、保護者の皆様へのお知らせ等を記載したリーフレット「新座市の臨時休業中の生活」を児童・生徒・保護者に向けて配布</p>
R2.5.12	<p>修学旅行及び林間学校の中止によりキャンセル料が発生した場合の費用を市が負担することを決定 ※1</p>
R2.5.20	<p>6月1日(月)から学校を再開する。  6月12(金)までは、学級を半数程度に分け(午前登校・午後登校)、授業を実施する。  6月15日(月)からは時間差により登校し、登校後は通常日課とする。</p> <p>入学式を6月1日(月)に実施する。参加者は、新入学児童・生徒、教職員、保護者(小学校1名、中学校はなし)</p> <p>各学期の取扱い及び夏季休業日、冬季休業日は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 1学期 6月 1日(月)~ 9月18日(金) 授業日数66日  (2) 2学期 9月23日(水)~12月24日(木) 授業日数65日  (3) 3学期 1月 6日(水)~ 3月26日(金) 授業日数55日  (4) 夏季休業日 令和2年8月1日(土)~令和2年8月18日(火)  (5) 冬季休業日 令和2年12月25日(金)~令和3年1月5日(火)</p>

日付 (通知日/決定日/実施日等)	内 容
	<p>以下の行事は中止とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運動会、体育祭、全校遠足、校内音楽会、持久走大会等</li> <li>・1学期の実施を予定していた中学校の修学旅行及び小学校の林間学校</li> </ul>
R2.5.26	緊急事態宣言が解除される。
R2.6.1	<p>学校を再開する。</p> <p>市ホームページに「学校再開における相談窓口のご案内」を掲載する。</p>
R2.6.11	市内小学校13校と中学校6校の給食室にスポットクーラーを導入する。
R2.6.15	ココフレンドを再開する。
R2.6.16	週2回まで、1回1時間程度から段階的に部活動を再開する。
R2.7.3	就学援助制度によって準要保護世帯の認定を受けた世帯を対象に、1世帯当たり3万円の給付を開始 ※1
R2.7.17	小学校の修学旅行を一律中止とする。
R2.7.29	市ホームページに「新型コロナウイルス連絡フォーム」を設置し、学校職員が不在の場合でも、保護者が教育委員会に感染状況を連絡できるようにする。
R2.8	<p>保健室、音楽室、図書室、コンピュータ室のほか、未整備の普通教室及び余裕教室への天井扇風機の設置が完了 ※1</p> <p>職員室の机への間仕切りの設置が完了 ※1</p> <p>小・中学校の体育館、武道場に大型扇風機を購入 ※1</p>
R2.9	<p>2学期から新型コロナウイルス感染症対策として消毒作業、プリント印刷等に対応するスクール・サポート・スタッフ(SSS)を市内全23校に配置</p> <p>全児童生徒の机への飛沫防止ガードの設置が完了 ※1</p> <p>小・中学校1階の普通教室及び特別教室の窓への網戸の設置が完了 ※1</p> <p>準要保護世帯の児童生徒に対して、家庭におけるインターネットの学習環境を整備する費用の補助を開始 ※1</p>
R3.1	2回目の政府の緊急事態宣言(期間:1月7日(木)~3月21日(日))を受け、当面の間、部活動を中止とする。

日付 (通知日/決定日/実施日等)	内容
R3.3	児童・生徒が遠隔授業等を受けられる環境づくりとして、一人1台の端末整備が完了 ※1
	部活動について、3月10日(水)から平日1時間、週休日2時間に制限しながら再開する。
	卒業式の参加者は、保護者1名のみとする。

### 【社会教育施設、スポーツ施設等】

日付 (通知日/決定日/実施日)	内容
R2.4~5	4月1日(水)から5月31日(日)まで、全ての社会教育施設、スポーツ施設を原則休館とする。
	4月1日(水)から6月15日(月)まで、学校開放を休止する。
R2.5.19	図書館での貸出業務を段階的に再開する。
R2.6.1	公民館・コミュニティセンター、市民会館、睡足軒の森、スポーツ施設等の利用を段階的に再開する。
R2.6.16	学校開放を再開する。
R2.9.1	公民館・コミュニティセンター主催講座を段階的に再開する。
R3.1~3	1月7日(木)に発出された緊急事態宣言を受け、1月12日(火)から3月21日(日)までの間、社会教育、スポーツ施設※2について、午後8時以降の時間帯を含む夜間の利用区分を休止とする。また、各室の収容人数を定員の50%以下に制限する。 (市民会館及びふるさと新座館ホールについては、1月5日(火)から夜間の利用区分を休止)
	1月12日(火)から3月19日(金)まで、学校開放を休止する。
	自宅等からスマートフォンやタブレット等で図書を閲覧できる電子図書館を導入するため、準備を開始する。 ※1
R3.3.19	緊急事態宣言の解除に伴い、3月22日(月)から社会教育、スポーツ施設※2の夜間利用の制限を解除する。
	学校開放は、3月20日(土)から再開する。

※1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、国庫補助金等を活用した事業

※2 社会教育、スポーツ施設とは、公民館・コミュニティセンター、体育施設（屋内・外）、市民会館、ふるさと新座館、ほっとばらざ、福祉の里、図書館分館

【参考：政府の緊急事態宣言の期間について】

	期 間
1回目	令和2年4月7日(火)から同年5月25日(月)まで
2回目	令和3年1月7日(木)から同年3月21日(日)まで

## 5 学識者の講評

所管課による一次評価と教育委員会による二次評価を踏まえ、5名の学識者の皆様から書面により講評を頂いた。概要は以下のとおりである。

### 基本目標1 家庭や地域が一体となった就学前教育の推進

- ・ 施策2「関係機関及び関係団体との連携強化」においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、役員会、全体会、研修会、ブロック別交流会など多くの会議、ミーティングが中止になっている。全体に言えることであるが、アプリケーションを積極的に活用した非対面型の遠隔会議を実施していく必要がある。既知のように、遠隔会議は、司会者及び議長の適切な運営によれば、参加者の意見を一層引き出せる等、対面型会議とは異なった意義ある意見交換、現場に即した課題抽出ができる。対面型会議と遠隔会議を交えた連絡や会議、ミーティングの積極的な実施で関係機関及び関係団体との連携を一層高める必要がある。
- ・ No.6「大学との連携による研修等の実施」では、2007（平成19）年度から、新座市教育委員会と十文字学園女子大学との連携関係が構築され、新座市における3年経験者教員研修会について、内容の改善・充実が図られてきたものの、大学内部において継続的に教師教育を担うべく人材を配置することは難しく、常に担当者の力量に負うところが多く、内容や方法の充実という点において、多少の無理が生じていたように思う。教師教育の研究を担う大学として、常に新鮮な内容や方法を用意していくことは課題であり、それを組織的に継続することは、さらに困難が多い。今後は、免許更新制の発展的解消の中で、新たに教員の研修履歴の保存と活用が謳われている。新たな取組を構築するべく、連携協議のための場の創造が必要と思われる。

### 基本目標2 生きる力の育成と質の高い学校教育の推進

- ・ No.11「教育副読本の配布」について、児童生徒に真に必要なものは何かということの吟味が常に必要となる。GIGAスクール時代を迎え、デジタルトランスフォーメーションが学校教育においても必要となる時代であり、アナログ的な副読本が真に必要な部分と、その利便性や学習効果の観点から、デジタル化が望ましい部分の研究がより一層必要になると思われる。大学の医学部においては、2007（平成19）年の段階ですでに学生用のテキストはデジタル化され、印刷された教材の配布をほとんどしなくなっている。高等教育と初等中等教育とは、本質的に異なるものではあるが、検討の余地はある。
- ・ No.12「教育におけるICT（情報通信技術）の活用及びプログラミング教育の推進」について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、小・中学校が休校となる異常

事態となった中、本市では早期にGIGAスクール構想を取り入れて、一人一台のタブレット端末が整備され、オンライン教育ができたことは評価される。今後ともさらに工夫をしてICT教育を活用されたい。

- ・ No.15「読書活動の推進（必読図書の活用）」に関連して、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、国語の授業でクラス全員で音読するなどが難しい状況であったのではないかと推測される。そのため、集中して黙読する時間を授業で設け、感想文を書くといった活動を行ったらよいのではないかと考える。
- ・ この約2年間のコロナ禍において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止への対応から学べたことに基づき、今後のウィズコロナを見据えた教育を開始する必要がある。その観点から、とりわけNo.22「SNS等の正しい使い方や危険性についての啓発」を一層充実させ、推進していくべきであるため、今後の方向性をBからAにする方が良いと考える。コロナ禍で生活面でのICTへの依存が強くなったことにより、小・中学校での保護者との連携強化が不可欠となっている。今後は、この点に一層重点的な対策を施していかなければならない。危険性についての啓発には、更なる工夫が必要であり、保護者に対しては、スマートフォンでの対応を主とする悪質サイトのブロックの仕方等、作動技術面での対応、思春期を迎える子供へのアプローチのやり方等を随時伝えるとともに、いじめの問題等への対策について、現場教員及び教員間での情報交換の頻度を高める必要がある。また、専門家のアドバイスも導入した対応が不可欠となっている。
- ・ No.22「SNS等の正しい使い方や危険性についての啓発」は、大変重要な事業である。評価シートによると、小学校15校、中学校6校で非行防止教室が開催されたとのことだが、残りの小学校においても令和4年度には実施されるよう働き掛けていただけるとなるとお良いのではないかと感じる。
- ・ コロナ禍における遠隔授業を主とした教育の充実を図る中で、ICT関連での諸対応と同じく、今後の一層の充実を求められる事業として、とりわけ施策9「体力向上の推進」と施策13「教職員の指導力の向上・学校保健の充実」が挙げられる。こもりがちな学習対応を余儀なくされる生徒たちは、心身両面のストレスが高まる傾向にあると言われているからである。

施策9「体力向上の推進」については、No.23「体力向上推進委員会の充実」の実績にあるように、なわとびによる体力向上に向けた教育指導面での工夫は評価できる。これは、こもりがちな学習対応において戸外で密を避けられる運動への関心を高めた工夫と言える。保健体育の授業は、実技科目であるがゆえに、遠隔授業としてふさわしくないと指摘が多く伺えるが、コロナ禍での大学の体育の授業において、運動効果を高めるべく動画配信による効率的な身体の動かし方等を提供し、実践を促す工夫も充実してきたため、これらを小中高等学校での保健体育や部活動に援用し、実技の補完を図ることを提示しておきたい。また、この動画配信による補完の可能性と推進は、特にNo.24「効率的・効果的な運動部活動の推進」、No.28「学校研究委嘱の充実」、No.29「教職員

研修、経験者研修等の充実」、No. 31、43「大学との連携による研修等の実施」、No. 41「部活動ボランティア指導員の拡充」、に対しても同様に適用できる。以上の観点で捉えると、上記各事業への全体評価の評点は過大で、今後の方向性は過少と言えるのではないか。今後、新座市にキャンパスを構える3大学及び他大学との連携を、これまでとは異なる上記の視点で一層模索することを提案する。

- ・ No.29「教職員研修、経験者研修等の充実」において、所属する学校内での校内研修の充実がより一層図られる必要がある。特に、若手教員が増加する中で、教材の開発や工夫に頼るあまり、本来必要と思われる教師と子どもとの対話において、課題のある事例が見られる。授業において子どもが集中して学ぶためには、教師と子どもとの対話を質的に高めていくことが肝要である。こうした内容を学ぶためには、機関研修では限界がある。自ら受け持ち学級において、児童生徒と真に対話する授業の実現を学ぶ必要がある。校内の先輩教員や外部の専門家の協力を得ながら、校内研修を充実する方策を打ち立てていただきたい。
- ・ 子どもの貧困は、わが国が抱える複雑かつ深刻で解決すべき課題である。例えば、子どもの貧困の対象となりがちな離婚した母子家庭で暮らす子どもたちの心は複雑で、一見した表面上の振る舞いや発言からは本音が見えにくい。また単独親権による裁判行政の問題や弊害は、その改善をタブー視されたり、既に決まったこととされて論議が進まなかったりするため、離婚後も両親の愛情を受けられる共同親権を視野に入れた子どもたちの心の救済、経済的問題の解決等については、十分な論議と改正が行われているとは言いきれない状況にある。この状況下であっても、行政が適切にできることを現場に腰を据えて模索し、実行することが子どもの貧困解決への前進となる。この視点から捉えると、No. 44「学習支援等の子どもの貧困への対策」の今後の方向性はEでなくAにすべきである。

### 基本目標3 心豊かで健全な青少年の育成の推進

- ・ No50「子どもの放課後居場所づくり（ココフレンド）事業の拡充」について、発足から現在までの実績は評価できる。今後は、コロナ禍で対応を余儀なくされたICT教育に対応して、Webコミュニティの形態をとりながらもオフ会を併用した居場所づくりに注力すべきと考える。
- ・ No50「子どもの放課後居場所づくり（ココフレンド）事業の拡充」について、本事業は、子どもにとって保護者や教師との縦の関係や級友などの横の関係に加えて、新たな斜めの関係性を構築する機会となっている。保護者や教師から見た場合においても、ココフレンド事業によって、子どもの新たな一面が見い出せるなどの効果があるように思う。優れた指導者も多い。是非とも充実させる方向で検討していただきたい。
- ・ No50「子どもの放課後居場所づくり（ココフレンド）事業の拡充」について、本事業

が市内全校に開設されたことは、大変良かったと評価する。保護者からの評価・関心も高いため、今後とも子どもの放課後の安全な居場所として進めてもらいたい。新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中ではあるが、ウィズコロナの視点で工夫をし、事業を進めてほしい。

#### 基本目標4 生涯学習・スポーツ・文化芸術活動の充実と地域の歴史・伝統・文化の継承

- ・ 施策1「生涯学習推進体制の整備・充実」及び施策3「公民館活動の推進」については、基本目標3でも述べたとおり、生涯教育推進体制においても遠隔対応による可能性を高めることを積極的に進め、対面型教育とバランスをとった質の向上を目指した活動に注力すべき時期を迎えている。
- ・ No.53『「にいざプラスカレッジ」の実施』については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために中止されたが、市民の関心が高い事業であるため、実施方法を工夫して開催すべきと考える。
- ・ No.53『「にいざプラスカレッジ」の実施』について、高齢者が生き生きと活躍する場として、本事業の存在が重要であると思う。市民がボランティアとして、活躍する場が多い中で、その活躍の中心となる人材の育成が必要であり、これまでその役割を本事業が担ってきたのではないか。雑木林を守る会や野火止用水の保全活動、蛭を育てる活動など、市民が自らのためにボランティア活動に従事することは大事であり、市民の健康寿命を延ばすという意味においても、大変重要であると思われる。
- ・ 施策3「公民館活動の推進」に関連して、新型コロナウイルス感染症の影響で、やむを得ず公民館まつりが中止となったが、今後、再開できるようになった際には、以前よりも全体の開催スケジュールを短く、コンパクトにした方が人が集まりやすいのではないかと思う。
- ・ 施策4「図書館事業の推進」については、基本目標3のNo.52「ティーンズコーナー図書」の充実も同様だが、近年の国会図書館及び大学図書館の形態が電子図書サービスの提供やアーカイブされた電子資料の保存と活用への対応を積極的に進めているように、市立図書館も同じような対応をする必要がある。また、タブレット及びPCなどを利用できる遠隔サービスの向上と充実に取り組む時期である。これは本施策の全ての関連事業に言えることである。
- ・ 将来的な話ではあるが、交通利便性の高い市の中心部に市立の美術館を整備できたらよいと思う。それによって、子供たちの作品を長期間に渡って展示することも可能となり、多くの方に見ていただける。さらに、図書館との複合施設にできれば、市民にとって読書がさらに身近なものになると考える。

## 基本目標5 教育施設の整備・充実の推進

- ・ コロナ禍で稼働が困難な施設や対面型授業が制限される時期に、No. 96「第四小学校プールろ過設備更新工事」やNo. 97「市内全小・中学校長寿命化計画策定業務委託」、No. 98「第二中学校校舎長寿命化改修工事基本検討業務委託」のように教育施設のハード面の改修や整備を重点的に行うことが肝要である。限られた予算で対応する際、上記の観点から優先順位を見直す必要もあるかと思われる。

G I G Aスクール構想により、ハード面のI C T環境を向上させている点は評価できる。全体評価が4 (No. 100、No. 101、No. 103、No. 104) であり、今後の方向性がA (No. 100、No. 101、No. 103、No. 104) であることも、今後の充実を目指した謙虚な姿勢に基づく一層のI C T教育の充実への意気込みとして期待できる。その一方で、教職員の相互連絡や研修の充実で有益なI C T教育の向上をさらに目指すことを期待したい。その関連の実績をつくることが求められている。

- ・ No.109「スポーツ施設の整備・改修」について、市民総合体育館の老朽化が進んでいるので、計画的に改修・補強工事を進めていくことを望む。また、緊急時の避難所となっているので、空調設備も整備すべきである。

### 全体を通じて

- ・ コロナ禍対応下であってもI C Tを活用した教育と居場所づくりに積極的に取り組むこと、取り組むべき時期であることを各事業へのコメントを通じて繰り返し述べてきた。新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から対面授業の制約が課せられた教育面でのマイナス面を乗り越えるべくI C T教育の充実を目指す時期は、正に現在及び翌年度である。

今後來るべきコロナ禍収束時での対面型教育と遠隔教育との適切な融合を目指す過程にあるのが現時点と言えよう。対面型教育を主としつつも遠隔教育がその補完を効果的に行うことで教育全体の質を向上できる。そのためにも教職員の現場に基づく情報交換の集積からの確かな業務遂行を展開できるよう教職員によるソフト面での対応の一層の充実を目指すことが求められている。

- ・ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で多くの事業が中止となり、残念であった。そのような中、様々な工夫をしながら、できる範囲で事業を推進したことは評価する。今後は、ウィズコロナで対面交流ができるような工夫を早めに検討する必要があると思う。
- ・ 全体を通じて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、実施可能な事業を工夫しながら着実に遂行されていることを感じた。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大は、人類規模でこれまでの取組を反省させる契機と

なっており、加えて、地球環境を保全すること、子どもたちが成長するに相応しい環境の保全と形成、性的多様性の重視、男女共同参画社会の実現など、地球規模で解決していかなければならない課題が山積している。こうした中であって、次世代を担う子どもたちを育てる仕事がさらに重要になる。核となるのは、次世代を育成していく大人たちであり、その指導者となる立場の世代をますますテコ入れしていくことが肝要となる。学校でいえば教師であり、家族であれば保護者の存在であり、地域であれば、地域のリーダーたる大人たちである。市民が一丸となって、これからの時代の課題を克服していくための力を十分に蓄える必要がある。その意味で教育委員会の役割は、ますます重要になると思われる。

## 生涯学習都市宣言

わたくしたち新座市民は 野火止の清き流れのように  
生涯にわたり 学びつづけ  
自己を高め 生きがいのあるまちを築きます

わたくしたち新座市民は 市の花こぶしのよう  
手をたずさえ 共に学びあい  
すこやかで文化の薫り高いまちを築きます

わたくしたち新座市民は ここ新座の地をふるさととし  
学んだことを 地域に活かし  
心豊かな 元気の出る いきいき新座を築きます

市制三十周年にあたり  
ここに新座市を  
「生涯学習都市」とすることを宣言します



令和3年度  
教育委員会の事務に関する点検評価報告書  
(令和2年度事業対象)

編集・発行 新座市教育委員会  
〒352-8623 新座市野火止一丁目1番1号  
TEL 048(477)1111(代表)  
ホームページ <http://www.city.niiza.lg.jp/>